

令和元年8月30日開催

令和元年度
燕市農業委員会第5回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第5回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月30日(金曜日)
午前9時30分～午前10時11分

2. 開催場所 燕市役所 301会議室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
9番 廣野 和夫	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
10番 山田 直子		

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 20番 霜鳥良一
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告
報告第15号 農地転用事実確認願について
報告第16号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

- 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について
- 議案第 26 号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第 27 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 29 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 30 号 燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 議案第 31 号 燕市農業委員会委員の辞任同意について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 志田 晃 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

1 番 金山吉夫 2 番 長谷川治仁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号 20 番 霜鳥良一委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 28 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 5 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 1 金山吉夫 委員及び</p> <p>議席番号 2 長谷川治仁 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 14 号から第 16 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 14 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>受付番号 29 番 白山町一丁目の畑、計 2 筆、面積 294 m²、所有者管理に伴う小作権の解約であります。</p> <p>続いて、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 30 番 横田字狐山の田、1 筆、面積 495 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 15 号、「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 7 番 小関字野中の田他、計 6 筆、面積 4,919 m²、転用目的は工場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 5 号、令和元年 7 月 24 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 16 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>

	<p>受付番号 8 番 東太田字往来西の畑、1 筆、面積 36 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>受付番号 9 番 燕字下燕の田、計 10 筆、面積 531.81 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無とその内容は、なし、許可を得ることが必要であるが許可を得ていない、原状回復命令の有無は、無し、用途地域内であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」を議題といたします。それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p>
	<p>受付番号 1 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、面積 1,140 m²、譲受人が高齢にて体調不良となり、事業継続が困難なため、許可処分の取り消しを申請するものであります。またこの取消し申請とともに、譲受人の親族名義で改めて 5 条許可申請が提出されていることを併せてご報告いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 8 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>8 月 22 日、午前 9 時 30 分より、市役所 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、全員による審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可処分取消申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり取消しとする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

<p>議 長 事務局</p>	<p>許可処分を取消しとする事に決しました。</p> <p>次に、議案第 26 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 26 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。初めに、受付番号 7 番と 8 番は、転用許可済みの土地を分筆し、それぞれ計画変更承認が提出されたものであります。</p> <p>受付番号 7 番 井土巻四丁目の畑、1 筆、面積 224 m²、名義の変更はありません。転用目的が貸店舗から貸駐車場に変更されるものであります。位置図は、<u>議案資料 1～2 頁</u>をご覧ください。</p> <p>隣接地に所有する貸店舗の駐車場が不足しているため、当初の計画を変更し、貸駐車場とするものであります。</p> <p>受付番号 8 番 井土巻四丁目の畑、1 筆、面積 191 m²、承継者に名義変更されるとともに、転用目的は貸店舗から住宅に変更されるものであります。位置図は、<u>議案資料 3～4 頁</u>をご覧ください。</p> <p>賃貸住宅に居住している承継者が住宅を建築するため、当初計画者から申請地を譲り受けるものであります。</p> <p>受付番号 9 番 道金字中曽根の田、計 2 筆、面積 2,019 m²、承継者に名義変更されるとともに、転用目的は貸店舗から貸店舗、及び駐車場 (67 台) に変更されるものであります。位置図は、<u>議案資料 5～6 頁</u>をご覧ください。</p> <p>当初の許可は、平成 31 年 3 月総会において許可となっているものでありますが、工事着手前に事業用地の拡大が見込めたことから、事業内容を精査し、用地の取得と併せて、承継者による事業の拡大を図るものであります。</p> <p>受付番号 10 番 桜町字小屋場の田、計 3 筆、面積 137.33 m²、転用目的は住宅のまま、承継者に名義変更されるものであります。位置図は、<u>議案資料 7～8 頁</u>をご覧ください。</p> <p>当初計画者は、事業の都合で別に住宅を建築したため目的を達成出来なくなり、相続人による利用計画も無いため、承継者が住宅用地として譲り受けるものであります。</p> <p>受付番号 11 番 小関字大通の田、計 4 筆、面積 3,482 m²、承継者に</p>
--------------------	---

	<p>名義変更されるとともに、転用目的は、倉庫、車両待機場、通路及び車両展開場から、資材置場に変更されるものであります。位置図は、<u>議案資料 9～10 頁</u>をご覧ください。</p> <p>当初計画者は、事業の都合で会社に近い用地を取得し倉庫を建築したため、目的を達成出来なくなり、資材置場が点在し集約できる用地を求めている承継者が譲り受けるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 8 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 5 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり承認とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり承認とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 8 番 井土巻四丁目の畑、1 筆、面積 224 m²、転用目的は貸駐車場 (6 台) 令和元年 9 月 30 日完工予定であります。位置図は、<u>議案資料 1～2 頁</u>にお戻りください。先ほど「農地転用事業計画変更承認申請」で説明した案件であります。</p> <p>隣接する貸店舗の駐車場が不足しているため、貸駐車場を整備し事業の拡大を図るものであります。申請地は、井土巻弧線橋と J R 弥彦線が交差する市街地に点在する農地で、準工業地域に指定に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との</p>

<p>議 長</p> <p>三浦委員長</p>	<p>調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号9番 小高字藤曲の田、1筆、面積406㎡、転用目的は農作業所、令和2年3月30日完工予定であります。位置図は、<u>議案資料11～12頁</u>をご覧ください。集落内の作業場が手狭になり、新たな作業場をつくるものであります。申請地は、農振農用地であるため、平成31年4月総会において農振変更協議を受け了承された用途変更済みの農地であることから、農業上の土地利用の調整が調っていると考えられ、許可は止むを得ないと判断される場所とあります。</p> <p>受付番号10番 燕字下燕中道上の田、計3筆、面積1,446㎡、転用目的は集合住宅（2棟、12戸、駐車場22台）令和2年1月31日完工予定であります。位置図は、<u>議案資料13～14頁</u>をご覧ください。</p> <p>幹線道路の完成により、経営の安定を図るため集合住宅2棟を建築するものであります。申請地は、朝日町地内の朝日大橋の取り付け道路脇の農地で、周囲は宅地化が進み、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号11番 杣木字寺郷屋の田、1筆、面積958㎡、転用目的は集合住宅（1棟、10戸、駐車場20台）令和2年1月31日完工予定であります。位置図は、<u>議案資料15～16頁</u>をご覧ください。</p> <p>近隣の宅地化が進み、経営の安定を図るため集合住宅1棟を建築するものであります。申請地は、宅地に点在する農地で、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> <p>審査の結果、農地法第4条許可申請4件、異議がなかった事を報告致</p>
-------------------------	---

議 長	<p>します。</p> <p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 28 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 30 番 大曲字居付の田他、計 3 筆、面積 2,132 m²、転用目的は建売住宅 (5 棟)、契約内容は売買、令和 2 年 6 月 30 日、完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 17～18 頁をご覧ください。建売住宅分譲地の造成により、事業の拡大を図るものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の農地で、近隣に市民体育館や小池中学校がある宅地に囲まれた農地であることから営農への影響は無く、第 3 種農地であると判断される所であります。</p> <p>受付番号 31 番 井土巻四丁目の田、1 筆、面積 191 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和元年 12 月 25 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 3～4 頁にお戻りください。計画変更承認申請により、譲り受けた農地に住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、J R 弥彦線と井土巻弧線橋が交差する近隣の宅地に点在する農地で、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される所であります。</p> <p>受付番号 32 番 道金字中曾根の田他、計 5 筆、面積 4,060 m²、転用目的は貸店舗、及び駐車場 (67 台)、契約内容は賃貸借、令和 2 年 2 月 29 日、完工予定。位置図、土地利用計画</p>

図は議案資料5～6頁をご覧ください。計画変更承認申請により、店舗用地を拡大し事業の拡大を図るものであります。

申請地は、10ha以上の農地が連たんする第1種農地の縁辺部に位置していますが、ガス管及び水道管が埋設される、幅員4m以上の県道に面しており、かつ、500m以内に、小池中学校や歯科医院などの教育・医療施設が2ヶ所あること。また、県道沿いの住宅地に隣接し3方向を県道及び宅地に囲まれていることから、営農に及ぼす支障も少ないと思われることなど、第3種農地としての許可要件を満たしていると判断される所とあります。

受付番号33番 水道町四丁目の田、計2筆、面積1,140㎡、転用目的は集合住宅(1棟10戸)、駐車場(16台)、契約内容は売買、令和2年3月31日、完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料19～20頁をご覧ください。譲受人の都合により、先ほど許可の取り消しをした案件であります。事業の遂行が可能な親族を譲受人にして、改めて経営の安定を図るため集合住宅1棟を建築する許可申請を行うものであります。

申請地は、宅地に点在する農地で、第1種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される所とあります。

受付番号34番 桜町字小屋場の田、計3筆、面積137.33㎡、転用目的は住宅、令和2年4月30日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料7～8頁をご覧ください。計画変更承認申請により、譲受人を変更し、住宅を建築するものであります。

申請地は、周囲を宅地に囲まれ、第1種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される所とあります。

受付番号35番 小関字大通の田、計4筆、面積3,482㎡、転用目的は資材置場、令和元年11月30日完工予定であります。

位置図、土地利用計画図は議案資料9～10頁をご覧ください。計画変更承認申請により、譲受人を変更し、市内三ヶ所に分かれている資材置場を集約すること

	<p>で、事業の利便性を図るものであります。</p> <p>申請地は、小関工業団地内の農地で、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条申請6件、異議がなかった事を報告致します。なお、番号32番、35番の3,000㎡を超える案件につきましては、現地確認を行い、事務局より開発内容の説明を受け、異議はありませんでした。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。</p> <p>これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第29号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第29号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>受付番号25番 上河原字中江の田、1筆、面積1,921㎡、契約の種類は賃貸借、10年の再設定、対価は現金であります。</p> <p>また審査会では、契約年数の数え方について質問があり、「一作を一年」と数える旨の説明をさせていただいたところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、利用権設定1件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ほかに無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 29 号の案件につきましては、9 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>次に議案第 30 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 30 号「燕市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に係る法律に基づく農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 に基づき、農業委員会の意見を求めることとなっております。</p> <p>本日の計画の変更は、農用地区域からの除外についてであります。</p> <p>計画変更の詳細につきましては、整備計画作成の担当課である農政課の担当者より説明をしていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
農政課	<p>農政課農林環境係の平澤と申します。それでは私の方から、燕市農業振興地域整備計画の変更について、ご説明させていただきます。</p> <p>(農政課、説明終了)</p>
事務局	<p>また審査会では、農業委員会への意見照会について質問があり、農振除外を進める上で、県との事前協議を行い、許可申請となる法定協議の前に意見照会を行う必要があること。また、農振除外と併せて農地法に基づく転用許可要件を満たしていることが条件である旨の説明をさせていただいたところでもあります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る 8 月 22 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>事前審査会では、3,000 ㎡を超える農振除外地の現地確認を行い、担当者より計画について説明がありました。</p>

議 長	<p>また審査会での質疑は事務局報告のとおりであります。</p> <p>審査の結果、燕市農業振興地域整備計画の変更3件について、意見は特になかった事を報告します。</p> <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第31号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第31号「燕市農業委員会委員の辞任同意について」であります。</p> <p>令和元年7月29日付けで、番号20番、霜鳥良一委員より、燕市農業委員長宛に「辞任同意願」の提出がありました。</p> <p>霜鳥委員は、春先より体調を崩され、今後、農業委員の職務を遂行できないというご自身の判断から、今回の辞任同意願の提出となったものです。</p> <p>農業委員会等に関する法律第13条には、「委員は、正当な事由があるときは、市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されていることから、8月総会において辞任の同意をお願いするものであります。</p> <p>本総会での辞任同意後、市長による辞任同意決裁日をもって、霜鳥委員の辞任が認められることとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、去る8月22日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、霜鳥委員の辞任同意願について、異議が無かったことを報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、辞任同意願いについて「同意」とする事で、ご異議ありません</p>

	か。
議 長	<p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり霜鳥委員の辞任同意願について「同意」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第5回総会を閉会致します。
	<p style="text-align: center;">(終了時刻 午前10時11分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年8月30日

総会議長 本井作登志

議事録署名委員 金山吉夫

議事録署名委員 長谷川治仁
